

北海道渡島総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年7月25日

北海道渡島総合振興局長 田中 仁

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - ア 調達する物品の名称
デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
 - イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり フルカラー 7,900枚、モノクロ 5,300枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等
要求仕様書による。
- (3) 契約期間
令和5年10月2日から令和10年9月29日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入期限
令和5年10月2日
- (5) 納入場所
北海道渡島総合振興局産業振興部農村振興課
（函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格（物品の賃貸借の資格のうち、資格の種類別に区分した分類29（複写機 賃貸借）の資格に該当する者に限る。）
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、仕様を満たしている物品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスが即日対応可能なこと。
- (6) 北海道内に、本店を有し、かつ、渡島総合振興局管内に、本店、支店又は営業所を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年7月25日から令和5年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなけれ

ばならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号041-8558
函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局産業振興部農村振興課調整係
電話番号 0138-83-7240

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局産業振興部農村振興課調整係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎 3階講堂
- (2) 入札日時 令和5年8月18日(金)10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。この場合、見積書を徴する相手方は次のとおりとする。

- (1) すべての入札金額(単価)が最低の価格(単価)である入札者がいる場合
当該入札者から見積書を徴する。
- (2) すべての入札金額(単価)が最低の価格(単価)である入札者がいない場合
各区分の入札金額(単価)に、それぞれの予定複写枚数を乗じて得た金額と基本料金の合計金額(入札総価額)が最低である入札者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号

に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを
問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を
加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道渡島総合振興局産業振興部農村振興課調整係

イ 所在地 郵便番号041-8558 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電話番号 0138-83-7240

- (4) 前金払はしない。

- (5) 概算払はしない。

- (6) 部分払はしない。

- (7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

- (10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の
4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合におい
て、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出
し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、
留意すること。

なお、承諾依頼にあたっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。